

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	2801000378178
地図番号	三C42-3、52-1	筆界特定	余白		
所 在	飯石郡三刀屋町大字伊萱		余白		
	雲南市三刀屋町伊萱		平成16年11月1日行政区画変更 平成17年3月4日登記		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 併	原因及びその日付〔登記の日付〕	
754番1	畑	⑩	102	余白	
余白	余白		208	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和43年8月15日〕	
余白	余白		172	③754番1、754番4、754番5に分筆 〔平成3年12月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日	
余白	余白		76	③754番1、754番8に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和9年7月4日 第1969号	原因 昭和6年11月1日家督相続 所有者 飯石郡一宮村大字伊萱759番地 坂 田 一 豊 代位者 飯石郡一宮村伊萱耕地整理組合 代位原因 耕地整理 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日
2	所有権移転	平成18年2月13日 第1933号	原因 平成18年2月1日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46076 (3/10)

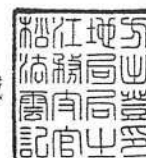


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	2801000378179
地図番号	三C42-3、52-1	筆界特定	余白		
所 在	飯石郡三刀屋町大字伊萱			余白	
	雲南市三刀屋町伊萱			平成16年11月1日行政区画変更 平成17年3月4日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 数	明 示	原因及びその日付〔登記の日付〕
754番2	田	⑩	922		余白
余白	余白		1126		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和43年8月15日〕
余白	余白		1029		③754番2、754番3に分筆 〔昭和46年12月17日〕
余白	余白		536		③754番2、754番6、754番7に分筆 〔平成3年12月19日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日
余白	余白		167		③754番2、754番9、754番10に分筆 〔令和6年1月22日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和7年2月27日 第602号	原因 昭和6年11月1日家督相続 所有者 飯石郡一宮村大字伊萱759番地 坂 田 一 豊 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日
2	所有権移転	平成18年2月13日 第1934号	原因 平成18年2月1日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46076 (4/10)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	2801010033073
地図番号	C41-4、42-3	筆界特定	余 白		
所 在	雲南市三刀屋町伊萱			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
755番8	田	230		755番3から分筆 〔平成18年2月16日〕	
余 白	余 白	88		③755番8、755番20、755番21に 分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和7年2月27日 第602号	原因 昭和6年11月1日家督相続 所有者 飯石郡一宮村大字伊萱759番地 坂 田 一 豊 順位1番の登記を転写 平成18年2月16日受付 第2139号
2	所有権移転	平成18年2月24日 第2469号	原因 平成18年2月1日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46077 (3/10)

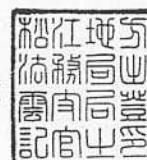


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2801010033306
地図番号	C42-3	筆界特定	余白		
所 在	雲南市三刀屋町伊萱			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
756番5	畑		1 76	756番3から分筆 〔平成18年3月2日〕	
余白	余白		0 16	③755番5、755番6に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年2月17日 第428号	原因 昭和44年12月21日相続 所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱760番地 坂 田 正 一 順位1番の登記を転写 平成18年3月2日受付 第2699号
2	所有権移転	平成18年3月8日 第2846号	原因 平成18年2月8日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46077 (5/10)

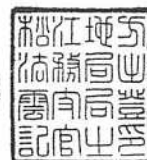


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2801010026584
地図番号	C52	筆界特定	余白		
所 在	雲南市三刀屋町伊萱			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
944番5	山林	1254		944番から分筆 〔平成16年11月19日〕	
余白	余白	1254		③944番5、944番8に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱753番地 坂 田 正 六 平成10年9月3日登記 順位1番の登記を転写 平成16年11月19日受付 第10822号
2	所有権移転	平成16年11月25日 第10951号	原因 昭和63年12月30日相続 所有者 雲南市三刀屋町伊萱674番地1 坂 田 好 民 代位者 島 根 県 代位原因 平成16年11月10日売買の所有 権移転登記請求権
3	所有権移転	平成16年11月25日 第10954号	原因 平成16年11月10日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46077 (9/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2801010026585
地図番号	C52	筆界特定	余白		
所 在	雲南市三刀屋町伊萱			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
944番6	山林	1291		944番から分筆 〔平成16年11月19日〕	
余白	余白	567		③944番6、944番7に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱753番地 坂 田 正 六 平成10年9月3日登記 順位1番の登記を転写 平成16年11月19日受付 第10822号
2	所有権移転	平成16年11月25日 第10951号	原因 昭和63年12月30日相続 所有者 雲南市三刀屋町伊萱674番地1 坂 田 好 民 代位者 島 根 県 代位原因 平成16年11月10日売買の所有 権移転登記請求権
3	所有権移転	平成16年11月25日 第10954号	原因 平成16年11月10日売買 所有者 島 根 県

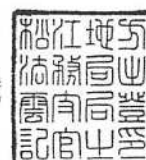


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46077 (10/10)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	2801000378447
地図番号	三C52-1	筆界特定	余白		
所 在	飯石郡三刀屋町大字伊萱			余白	
	雲南市三刀屋町伊萱			平成16年11月1日行政区画変更 平成17年3月4日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 師	原因及びその日付〔登記の日付〕	
945番2	山林	⑩	1418	余白	
余白	余白		239	年月日不詳一部地目変更 ③945番2、945番3に分筆 国土調査による成果 〔昭和43年8月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日	
余白	余白		25	③945番2、945番6に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和39年11月11日 第2148号	原因 昭和39年11月5日売買 所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱945番地 坂 田 嘉 治 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日
2	所有権移転	平成12年10月10日 第9485号	原因 平成12年10月6日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46078 (4/10)

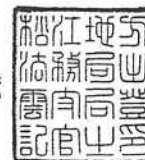


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	2801000378448
地図番号	三C52-1	筆界特定	余白		
所 在	飯石郡三刀屋町大字伊萱			余白	
	雲南市三刀屋町伊萱			平成16年11月1日行政区画変更 平成17年3月4日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
945番3	宅地	325	00	945番2から分筆 国土調査による成果 〔昭和43年8月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日	
余白	余白	231	01	③945番3、945番5に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和39年11月11日 第2148号	原因 昭和39年11月5日売買 所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱945番地 坂・田 嘉 治 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日
2	所有権移転	平成12年10月10日 第9486号	原因 平成12年10月6日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

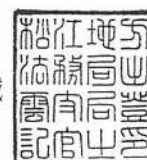
永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46078 (5/10)



表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	2801010026455
地図番号	C52	筆界特定	余白		
所在	雲南市三刀屋町伊萱		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
945番4	山林	216		945番1から分筆 〔平成16年11月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	嘉本松蔵持分全部移転	昭和10年1月14日 第69号	原因 昭和10年1月12日売買 共有者 飯石郡一宮村大字伊萱753番地 持分2分の1 坂田正信 順位1番の登記を転写 平成16年11月17日受付 第10714号
2	嘉本百一持分全部移転	昭和14年1月24日 第84号	原因 昭和14年1月20日売買 共有者 飯石郡一宮村大字伊萱753番地 持分2分の1 坂田光義 順位2番の登記を転写 平成16年11月17日受付 第10714号
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成16年11月18日 第10744号	原因 錯誤、平成15年12月15日住所移転 共有者坂田光義の住所 広島市東区若草町4番 26-302号 代位者 島根県 代位原因 平成16年9月21日売買の所有権 移転登記請求権
3	坂田光義持分全部移転	平成16年11月18日 第10745号	原因 平成16年9月21日売買 共有者 持分2分の1 島根県
4	坂田正信持分全部移転	平成16年11月18日 第10746号	原因 昭和13年9月20日坂田正六遺産相続 、昭和63年12月30日相続 共有者 雲南市三刀屋町伊萱674番地1 持分2分の1 坂田好民 代位者 島根県 代位原因 平成16年11月10日売買の所有 権移転登記請求権
5	坂田好民持分全部移転	平成16年11月18日 第10747号	原因 平成16年11月10日売買 所有者 持分2分の1 島根県



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46078 (6/10)

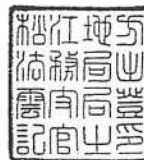
1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方務局出雲支局

登記官

永谷 誠



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46078 (6/10)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年5月19日	不動産番号	2801000378450
地図番号	C52	筆界特定	余白		
所 在	飯石郡三刀屋町大字伊萱			余白	
	雲南市三刀屋町伊萱			平成16年11月1日行政区画変更 平成17年3月4日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
946番3	山林	1189		不詳 国土調査による成果 〔平成10年9月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年5月19日	
余白	余白	1063		③錯誤 ③946番3、946番6に分筆 〔令和6年1月22日〕	
所 有 者	飯石郡三刀屋町大字伊萱945番地 坂 田 壽 治				

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成17年4月12日 第2963号	所有者 雲南市三刀屋町伊萱675番地1 坂 田 嘉 治 代位者 島 根 県 代位原因 平成17年4月1日売買の所有権移 転登記請求権
2	所有権移転	平成17年4月12日 第2964号	原因 平成17年4月1日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46078 (10/10)

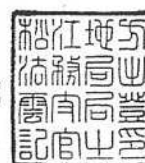


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2801010033074
地図番号	C42、52	筆界特定	余白		
所 在	雲南市三刀屋町伊萱			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
946番4	雑種地	270		946番1から分筆 〔平成18年2月16日〕	
余白	余白	263		③946番4、946番7に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱759番地 坂 田 一 豊 平成10年9月3日登記 順位1番の登記を転写 平成18年2月16日受付 第2140号
2	所有権移転	平成18年2月24日 第2472号	原因 平成18年2月1日売買 所有者 島 根 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日

松江地方法務局出雲支局

登記官

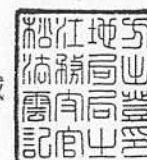
永 谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46079 (1 / 7)



表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	2801010033075
地図番号	C42-3	筆界特定	余白		
所在	雲南市三刀屋町伊萱		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1192番2	畑	8	82	1192番から分筆 〔平成18年2月16日〕	
余白	余白	8	29	③1192番2、1192番3に分筆 〔令和6年1月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年5月26日 第5054号	原因 昭和6年11月1日家督相続 所有者 飯石郡三刀屋町大字伊萱759番地 坂田 一 豊 順位1番の登記を転写 平成18年2月16日受付 第2141号
2	所有権移転	平成18年2月24日 第2473号	原因 平成18年2月1日売買 所有者 島根県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した画面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月4日
松江地方法務局出雲支局

登記官

永谷 誠

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D46079 (6/7)

